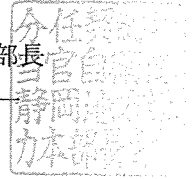


公 告

分任契約担当官

自衛隊静岡地方協力本部長

武田 恭



下記のとおり一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名・規格・数量等

件 名	規 格	単 位	予定数量
携帯端末(スマートフォン)及び通信料	仕様書のとおり	台	456

予定数量は、1月38台×12ヶ月

(2) 納入場所 : 静岡県静岡市葵区柚木366 自衛隊静岡地方協力本部

(3) 使用期間 : 令和 5年4月1日 ~ 令和 6年3月31日

2 入札執行の場所・日時

入 札 場 所 自衛隊静岡地方協力本部 2階会議室
日 時 令和 5年2月28日 13時30分

3 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

自衛隊静岡地方協力本部及びホームページ

4 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人間関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 令和4・5・6年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の等級D以上の競争参加資格を有する者であること。
全省庁統一資格を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者。
- (8) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除する要請がない者で入札の心得に示す事項を書面をもって入札前までに誓約する者。

5 入札(落札決定)方法

- (1) 年間予定使用料の総価(ユニバーサルサービス料は考慮しない)をもって落札判定とする。
- (2) 入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金

- (1) 入札保証金:免除 但し落札者が契約を結ばない時には落札金額の100分の5以上に相当する額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金:免除 但し契約者がその契約を履行しない時は契約金額の100分の10以上に相当する額を違約金として徴収する。

7 無効入札

下記のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札資格のない者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない場合
- (4) 入札者が誰であるか識別し難い場合
- (5) 電報・電話・FAXによる入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

9 契約書の作成:契約書を作成する。

10 その他

- (1) 第4項(6)に示す資格審査結果通知書(写)は、入札開始までに提出すること。
- (2) 郵便による入札は、令和5年2月28日(火)12時00分までに必着とする。なお封書には社名、入札日時及び件名を、また朱書きで入札書在中と明記すること。到着の有無を確認すること。
- (3) 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取り消しをすることができない。
- (4) 代表者以外が入札に参加する場合は、委任状を入札前に提出すること。
- (5) 請負業者の請求額に対する官側の振込手数料については、請負業者の負担とする。
- (6) 仕様書については自衛隊静岡地方協力本部総務課で配布します。
- (7) 入札及び契約事項に関する事項のお問い合わせ先

〒420-0821

静岡県静岡市葵区柚木366

自衛隊静岡地方協力本部 総務課 会計班長

TEL:054-261-3151

FAX:054-261-3153

入札書

予定総価格 ¥

件名 A 携帯端末(スマートフォン)及び通信料
(仕様書のとおり)

使用場所(者) 自衛隊静岡地方協力本部及び各事務所隊員

履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

入札(契約)保証金 免除

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 5年 2月 28日

分任契約担当官

自衛隊静岡地方協力本部長

武田 恭一 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

印

調達要求番号：

自衛隊静岡地方協力本部仕様書			
物品番号	仕様書番号		
件名	携帯端末（スマートフォン）及び通信料	作成	令和5年2月1日
		変更	
		作成部課	募集課

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊静岡地方協力本部（以下「地本」という。）において、広報官が募集活動で使用する携帯端末（スマートフォン）及び通信料の調達において適用する。

2 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

3 調達範囲

携帯端末（スマートフォン）及び通信料

4 製品に関する要求

4.1 構成

構成は、表1による。

表1－構成

番号	品名	数量	内訳の数量	単位
	構成品			
	携帯端末（スマートフォン）	38		式
1	本体		1	台
2	充電用ACアダプター		1	個
3	付属品		1	式
4	品質保証書及び取扱い保証書		1	式

4.2 機能・性能等

機能・性能は、表2による。

表2－機能・性能等

品名	項目	機能・性能等
携帯端末（スマートフォン）	基本性能	通話及びEメールの送受信が出来ること OS：アンドロイド9以上 メモリ：ROM 32Gバイト以上 RAM 3Gバイト以上 カメラ機能：約800万画素以上 GPS：対応のこと

品名	項目	機能・性能等
携帯端末（スマートフォン）	基本性能	ワンセグ、おサイフケータイ、赤外線通信機能を物理的に有しない SDカード等の部外記憶媒体が添付されないこと
	データ通信	LTE、4Gにて接続しパケット通信が可能であること。通信速度：下り最大112.5Mbps以上、上り最大46Mbps以上または同等
	形状	ディスプレイサイズ：7.0インチ未満
	連続待受時間	連続待受時間：650時間程度
	使用エリア	静岡地方協力本部及び各募集事務所にて使用可能であり、人口カバー率が100%程度であること。

5 通信に関する要求

5.1 基本条件

- a) 携帯端末（スマートフォン）は端末以外で国際電話接続禁止の設定が可能で、当該端末からは解除できないものとする。
- b) 携帯端末（スマートフォン）1台につき、1アドレス、1アカウントが付与されること。

5.2 サービス等

サービスは、表3による。

表3－サービス等

項目	内容	
通話明細及び利用明細等	通話（1通話ごと）の明細を提示すること。	
料金プラン	データ通信料	インターネットプロバイダ料金を含む毎月の通信料が、定額であり、データ容量は1台あたり5GB以上であること。また、データ超過後は、速度制限により追加料金なしで使用可能なこと。
	通話電信料	毎月の通信料が600分以上の無料通話分を含むプランであり、無料通話分の分け合いが可能であること。
情報セキュリティ	請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またはそれに準じる情報セキュリティ態勢が整っていること。	
維持・管理	契約期間内における各種サービスが付与され、故障発生時の機器修理等割引サービスが適用できること。	
留守番電話	通話ができない場合は留守番電話サービスが利用できること。	
その他	携帯端末（スマートフォン）の事前設定、管理ラベルの貼り付け、指定アプリのインストール、アカウントの作成等のキitting作業を付加すること。	

6 使用地域

日本国内とする。

7 品質保証

7.1 保守

- a) 本件で使用する通信ネットワークが24時間366日で監視・運用されていること。
- b) 紛失した場合、遠距離操作で使用不可にできること。
- c) 通信・通話障害発生時は、契約相手又は契約相手方が供する携帯通信事業者のサポート・サービス保守体制が提供できるものとする。

なお、同サポート・サービス保守にかかる費用は、本契約に含むものとする。

7.2 検査

- a) 納入時、数量の検査を行うほか、次による。
携帯端末は、電源の入切、通話等の確認を行う。
- b) 本仕様書に基づき内容の確認を行う。

8 出荷条件

出荷条件は、商慣習とし、内容品明細書を添付し、電話番号等を記載して納入するものとする。

9 その他

- a) 本契約を履行するうえで知り得た情報等を第三者に漏えいしないこと。また、他の目的に転用してはならない。
- b) 法令及び各社が定める提供基準に従い別紙で定める携帯端末については災害時優先電話として使用できること。
- c) ナンバーポータビリティを利用し、現在使用中の番号を引き継ぎ、2023年4月1日0時から使用できるものとする。
- d) 現在使用中の電話番号は別紙のとおり。
- e) 本仕様書で疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と調整するものとする。